

つくば市記者会 御中

発信日：令和6年（2024年）9月18日（水）

発信元：つくば市選挙管理委員会事務局

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

令和2年10月25日執行つくば市長・つくば市議会議員 一般選挙における不適正な事務処理について

つくば市選挙管理委員会が、令和2年10月18日付けで公表した「選挙運動費用の支出制限額」において、法で定められた金額を下回る額で公表し選挙を執行していました。

【経緯と原因】

令和5年11月初旬頃に、職員から上司（選挙管理委員会委員長及び選挙管理委員会事務局長等）へ選挙運動費用の支出制限額の誤りについて報告がありました。上司は、立候補者の支出額と誤って公表した支出制限額に開きがあったため、選挙への影響はないものと判断し公表しませんでした。

令和6年9月2日に改めて同職員から支出制限額の誤りの話があり、内容を精査した結果、公表すべき事案であると認識を改め、本日の発表となりました。

支出制限額の誤りの原因は、支出制限額の計算方法及び選挙人名簿登録者数の誤りがあったにもかかわらず、事務局並びに選挙管理委員の確認不足によるものです。

【不適正な金額の内容】

市長選挙で、18,292,800円と公表すべきところを15,500,000円、市議会議員選挙で5,556,100円と公表すべきところを4,400,000円と公表していました。

【今後の対応】

当時、立候補された方への謝罪を行います。

【再発防止策】

選挙管理委員及び事務局職員が法令の計算方法を再確認し、それぞれ責任を持って計算を徹底することで再発防止に努めます。

【選挙管理委員会委員長コメント】

この度は、民主主義の根幹である選挙執行において、このような不適正な事務処理と、ご報告が遅れたことにより市民・有権者・立候補者の信頼を損ねることとなり、深くお詫び申し上げます。

今後このようなことが決して無いよう、私をはじめ選挙管理委員及び職員一同、深く反省し、更に緊張感を持って取り組んでまいります。

つくば市選挙管理委員会告示第24号

令和2年10月25日執行のつくば市長選挙及びこれと同時に行うつくば市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動費用の支出制限額は次のとおりである。

令和2年10月18日

つくば市選挙管理委員会

委員長 南 文 男



市長選挙 15,500,000円

A+固定額（310万円）=支出制限額

A=人数割額（81円）×選挙人名簿登録者数

81円×187,281人+310万円=18,202,765円

ただし、Aが固定額（310万円）の5倍を超えるときは、Aは固定額の5倍に相当する額であるが、今回は5倍の範囲内である。

市議会議員一般選挙 4,400,000円

A+固定額（220万円）=支出制限額

A= $\frac{\text{選挙人名簿登録者数}}{\text{議員定数}} \times \text{人数割額（501円）}$

$\frac{187,565人}{28人} \times 501円 + 220万円 = 5,556,074円$

ただし、Aが固定額（220万円）の2倍を超えるときは、Aは固定額の2倍に相当する額である。